

第109回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年11月29日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 11月29日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 第 87号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）

第 88号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第2号）

第 89号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予
算（第2号）

第 90号議案 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第
2号）

第 91号議案 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第
2号）

第 92号議案 令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）

第 93号議案 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2
号）

第 94号議案 令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 4 第 95号議案 宍粟市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定につ
いて

日程第 5 第 96号議案 宍粟市個人情報保護に関する法律施行条例の制定に
ついて

日程第 6 第 97号議案 宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の制定
について

日程第 7 第 98号議案 宍粟市御形の里オートキャンプ場条例の制定について

日程第 8 第 99号議案 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に

		ついて
日程第 9	第 100号議案	宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第 10	第 101号議案	宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第 102号議案	宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 11	第 103号議案	宍粟市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
日程第 12	第 104号議案	宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 13	第 105号議案	宍粟市手数料条例等の一部改正について
日程第 14	第 106号議案	宍粟市消防団条例の一部改正について
日程第 15	第 107号議案	宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第 16	第 108号議案	観光施設等の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第 17	第 109号議案	宍粟市水道事業給水条例の一部改正について
日程第 18	第 110号議案	公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について
日程第 19	第 111号議案	姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更について
日程第 20	第 112号議案	(仮称) 波賀市民協働センター整備工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	第 87号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)
	第 88号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
	第 89号議案 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予

算（第2号）

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------------|
| | 第 90号議案 | 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 91号議案 | 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 92号議案 | 令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 93号議案 | 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 94号議案 | 令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第 4 | 第 95号議案 | 宍粟市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 第 96号議案 | 宍粟市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第 6 | 第 97号議案 | 宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 第 98号議案 | 宍粟市御形の里オートキャンプ場条例の制定について |
| 日程第 8 | 第 99号議案 | 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 100号議案 | 宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 101号議案 | 宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| | 第 102号議案 | 宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 第 103号議案 | 宍粟市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について |
| 日程第 12 | 第 104号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 第 105号議案 | 宍粟市手数料条例等の一部改正について |
| 日程第 14 | 第 106号議案 | 宍粟市消防団条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 第 107号議案 | 宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について |

- 日程第16 第108号議案 観光施設等の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備
に関する条例について
- 日程第17 第109号議案 宍粟市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第18 第110号議案 公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正に
ついて
- 日程第19 第111号議案 姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る
連携協約の一部変更について
- 日程第20 第112号議案 (仮称)波賀市民協働センター整備工事請負契約の締
結について

応 招 議 員 (14名)

出 席 議 員 (13名)

1番 中本隆敏 議員	2番 垣口真也 議員
3番 神吉正男 議員	4番 浅田雅昭 議員
5番 八木雄治 議員	7番 山下由美 議員
8番 津田晃伸 議員	9番 前田佳重 議員
10番 大畑利明 議員	11番 欠 番
12番 林 克治 議員	13番 欠 番
14番 今井和夫 議員	15番 大久保陽一 議員
16番 飯田吉則 議員	

欠 席 議 員 (1名)

6番 西本 諭 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大前和浩 君	書 記 大谷哲也 君
書 記 小椋沙織 君	書 記 中瀬裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福元晶三 君	副 市 長 富田健次 君
教 育 長 中田直人 君	市長公室長 水口浩也 君
総務部長 砂町隆之 君	市民生活部長 森本和人 君

健康福祉部長 橋 本 徹 君
建設部長 太 中 豊 和 君
波賀市民局長 大 田 敦 子 君
会計管理者 前 川 満 君
教育委員会教育部長 大 谷 奈 雅 子 君

産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君
一宮市民局長 田 路 仁 君
千種市民局長 井 口 靖 規 君
総合病院副院長兼事務部長 菅 原 誠 君
農業委員会事務局長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（飯田吉則君） 第109回宍粟市議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

例年比べますと、今年の紅葉は少し早かったのではないかなという感じでしたが、紅葉自体は鮮やかに色づき、多くの皆様に宍粟市の紅葉を楽しんでいただけたのではないかと考えております。とは申しましても、コロナ感染症の影響は引き続きしぶとく続いております。第8波の到来さえささやかれている現状にあります。市内におきましても、爆発的ではございませんが、感染が少なからず発生している状況にあると聞いております。コロナワクチン接種につきましても、4回目から追加接種へと市民の皆様への御協力は呼びかけられている状況でございます。そのような状況下ではありますが、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集いただき、誠にありがとうございます。

さて、本定例会におきましては、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）及び各特別会計補正予算など8議案に加え、宍粟市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、宍粟市一般職員の給与に関する条例の一部改正について、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、宍粟市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、宍粟市水道事業給水条例の一部改正について、など条例改正を含め全26議案が上程される予定でございます。

令和4年度はコロナ感染症の影響に加え、ロシアによるウクライナの侵攻など、様々な不安定要素が発生したことから、円安が進み国内の消費者物価も全ての分野で上昇している状況です。市民生活は言うに及ばず、企業活動にも大きな影響が出ている状況下、この12月議会でございます。議員各位には、各議案への慎重審査を重ねてお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。

市長、挨拶をお願いします。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。本日、第109回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御健勝にて御出席賜り誠にありがとうございます。また、日頃の御精励に対しまして、深く敬意を表する次第であります。

氷ノ山やちくさ高原では、間もなく初雪が見られる頃となりました。次第に初冬の装いとなってまいったところでもあります。市内におきましては、コロナ禍の中ではありますが、関係者の皆様の御尽力の下、様々な催しが11月に行われたところで

あります。また紅葉のシーズンを迎え、多くの観光客で市内各所がにぎわったところでもあります。さらに、地域や事業者の皆様から宍粟市の観光地として魅力の向上を図るため、要望をいただいております観光駐車場が11月1日にオープンを迎え、皆様の想いを「カタチ」にすることができました。本整備を契機に山崎町中心市街地の活性化を図り、人口流出抑制の第2のダムを牽引するエリアの中心地として、魅力を高められるように、関係者の皆様と連携し、まちづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。本整備にあたりましては、山崎地区自治会をはじめ、山崎町商店街及び地域の関係団体の皆様には、御理解と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

また、「日本酒発祥の地、発酵のふるさと宍粟」を掲げ、発酵によるまちづくりを推進しておりますが、このたび、山崎学校給食センターが、学校給食の日本一を競う「全国学校給食甲子園決勝大会」に1,249件の応募の中から選ばれ、発酵のふるさと宍粟に根づく発酵文化を取り入れたメニューで決戦に挑みます。この機会を通じて、発酵のふるさと宍粟を全国に発信するとともに、食材には地元のお米や野菜、市内産の塩こうじを使用するなど、地産地消の取組も全国PRしてまいります。決勝大会は12月11日に東京で行われますので、市民の皆様も含め、一緒になって宍粟市からエールを送っていただければと思っております。

さて、新型コロナワクチン接種の状況ではありますが、現在オミクロン株対応ワクチンの集団接種につきまして、前回接種から一定間隔を経過した方から順次接種券を発送し、10月27日から集団接種を実施しております。市民の皆様におかれましては、これから冬場を迎え乾燥する時期となりますので、マスクの適切な着用、小まめな換気や手洗いにさらに努めていただき、これまで以上に感染予防対策の徹底をお願いいたします。

今定例会におきましては、宍粟市手数料条例等の一部改正、宍粟市水道事業給水条例の一部改正、一般会計補正予算（第7号）など、26議案の上程を予定しております。議員各位には、慎重に御審議を賜り原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての御挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） ただいまから第109回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。西本 諭議員より本日の会議を欠席する旨の届出が提出されておりますので、御報告をいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告 1、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います

報告 2、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されております。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告 3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛の報告書写しのおりであります。

報告 4、本日市長から議案26件が提出されております。これで報告を終わります。それでは日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田吉則君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

9番、前田佳重議員、10番、大畑利明議員、以上、両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（飯田吉則君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの22日間としたいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月20日までの22日間に決定いたしました。

日程第3 第87号議案～第94号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第3、第87号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）から、第94号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）までの8議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第87号議案から第94号議案までの補正予算8議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、令和4年度の実質的な最終の補正予算と位置づけ、施策の実

施に支障を来すことのないよう、予算措置を講じるとともに、原油価格・物価高騰に対する支援策の追加、さらに、令和4年人事院勧告を踏まえ、給料の改定及び勤勉手当の支給率の0.1か月分引き上げるなど、給与改定に伴う人件費の補正について予算計上するものであります。

それでは各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、第87号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）ですが、歳入歳出にそれぞれ3億2万2,000円を追加し、補正後の総額を251億6,321万7,000円とするものであります。

歳出におきましては、国の補正予算において、増額される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、燃料価格や物価の高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯や子育て世帯に対し、安定した生活を送ることができるよう支援金を支給いたします。加えて、前年度繰越金を財源に、燃料価格高騰の影響を受ける市有施設、指定管理施設において不足する電気代等の増額を行うこととしております。

その他の主だった内容としまして、総務費では宍粟ゴルフ協会からの寄附金を活用し、本庁舎内に幼児用の椅子を購入するための予算を計上するほか、衛生費では、オミクロン株対応ワクチンの追加接種、さらには子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の再開により、不足する予防接種委託料の増額を行っております。

消防費では、消防団員の処遇改善として、年額報酬の改定を行うにあたり、不足する消防団員報酬の増額を行うとともに、教育費では、株式会社オーエスエムからのみならず銀行の私募債を活用した、地域貢献寄贈による寄附金を市内小学校で活用することとしております。

次に、歳入につきましては、歳出に関連する国県支出金などの特定財源を計上している以外に、財産収入において基金運用の一環として、一部の債権を高利の債券に買い換えた際に発生した売却益を計上しております。そのほか、事業完了が会計年度を超える見込みのため、城下地区認定こども園整備事業など、4件の繰越明許費を計上しております。

また、原油価格高騰の影響により、指定ごみ袋等の作製業務委託の限度額の変更を行うほか、4件の債務負担行為の追加を行っております。

次に、第88号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般会計からの繰入金を財源に、給与改定に伴う人件費の補正を行うものであります。補正額は、歳入歳出にそれぞれ45万9,000円を追加し、

補正後の総額を46億8,866万円とするものであります。

第89号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般会計からの繰入金を財源に、給与改定に伴う人件費の補正を行うものであります。補正額は、歳入歳出にそれぞれ62万9,000円を追加し、補正後の総額を2億2,711万4,000円とするものであります。

次に第90号議案、令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定に伴う人件費を計上するほか、国庫支出金と一般会計からの繰入金を財源に、行政手続オンライン化に伴うシステム改修費を追加することとしています。補正額は、歳入歳出にそれぞれ238万9,000円を追加し、補正後の総額を50億8,267万2,000円とするものであります。

第91号議案、令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般会計からの繰入金を財源に、給与改定に伴う人件費の補正を行うものであります。補正額は、歳入歳出にそれぞれ38万2,000円を追加し、補正後の総額を7,934万1,000円とするものであります。

次に、第92号議案、令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正のほか、燃料価格高騰に伴う動力費の増額を行っております。加えて県補助金の交付決定に伴い、企業債との財源組み替えを行っております。支出補正額は1,738万6,000円の増額とし、補正後の支出総額を22億7,004万6,000円としております。また、債務負担行為につきましては、水道施設浄水場等運転管理業務委託を計上しております。

次に、第93号議案、令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、給与改定に伴う人件費の補正のほか、燃料価格高騰に伴う動力費の増額を行い、財源として一般会計からの補助金を計上しております。支出補正額は1,051万6,000円の増額とし、補正後の支出総額を37億8,131万円としております。

次に第94号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、看護師の処遇改善や給与改定に伴う人件費の補正のほか、燃料価格高騰に伴う光熱水費及び燃料費の増額を行っております。財源としましては、処遇改善に伴う医業収益の増額を行っております。支出補正額は7,782万1,000円の増額とし、補正後の支出総額を48億5,970万2,000円としております。

以上、補正予算8議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。議員各位におかれましては、それぞれ諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第87号議案から第94号議案までの8議案は、予算
決算常任委員会に審査を付託します。

日程第4 第95号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第4、第95号議案、宍粟市職員の高齢者部分休業に関する
条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第95号議案、宍粟市職員の高齢者部分休業に関する条例の制
定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年年齢が国家公務員と同様に引
き上げられることに伴い、高齢期職員に多様な働き方の選択肢を示すよう国から求
められていることから、地域ボランティア活動への参加等一定の事由による部分休
業を認めるため、本条例を制定するものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第95号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託
いたします。

日程第5 第96号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第96号議案、宍粟市個人情報保護に関する法律
施行条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第96号議案、宍粟市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

個人情報保護条例の規定内容の各地方公共団体間での、不均衡や不整合の解消などを目的として、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体にも適用されることとなりました。そのため、現行の宍粟市個人情報保護条例を廃止するとともに、新たに同法の施行に関し、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第96号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第6 第97号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第6、第97号議案、宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第97号議案、宍粟市選挙における報酬及び手当に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

公職選挙法に基づく選挙の執行時における投票立会人などの特別職への報酬や、市職員が選挙事務に従事した場合の手当につきまして、以前より生じていた不均衡の解消を図るとともに、この報酬手当の規定が対象とする選挙等を明確にするため、関連する報酬手当を一体的に規定する条例を新たに制定するとともに、関連条例の改正を行うものであります。

それぞれ諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第97号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託
します。

日程第7 第98号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第7、第98号議案、宍粟市御形の里オートキャンプ場条
例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第98号議案、宍粟市御形の里オートキャンプ場条例の制定に
つきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例は、健全なレクリエーションを実施する場を提供するとともに、地域資
源を生かした観光拠点の魅力化を図り、さらなる地域活力の創出に寄与する施設と
して整備するオートキャンプ場に関し、その設置及び管理について定めようとする
ものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(飯田吉則君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第98号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託
します。

日程第8 第99号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第8、第99号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する
条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第99号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年人事院勧告を踏まえ、宍粟市においては国の制度に準拠するという基本的な考え方から、必要な規定を整備するものであります。改正内容は2点となります。

1点目に、各給料表につきまして、令和4年4月に遡及して、若年層を中心に平均0.3%引き上げるものであります。2点目に、12月支給の勤勉手当につきまして、一般職、再任用職員ともに0.1月引き上げるとともに、次年度以降は、勤勉手当の引上げ分を6月支給分と12月支給分に、それぞれ均等に配分するよう改正を行うものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第99号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第9 第100号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第9、第100号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第100号議案、宍粟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般職の職員の給与条例の改正を踏まえ、これに準拠する基本的な考え方から会計年度任用職員の給与等に関して、必要な規定を整備するものであります。改正内容としましては、給料表につきまして、会計年度任用職員の職種別の給料表を正規職員給料表における1級職員と同額に引き上げるものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第100号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第10 第101号議案～第102号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第10、第101号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び第102号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第101号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び第102号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当支給割合につきまして、特別職報酬等審議会から0.1月引き上げることが妥当であるとの旨の答申を11月18日付で受けました。答申内容を踏まえ検討しました結果、期末手当支給割合を答申内容のとおりとすることとし、関係条例の改正を行うものであります。

それぞれ諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(飯田吉則君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します

10番、大畑利明議員。

○10番(大畑利明君) 10番、大畑でございます。ただいま提案がありました101号議案、議員報酬の改正、並びに102号議案、特別職で常勤のもの、市長、副市長、教育長の給与に関する条例改正という2議案につきまして、一括質疑をさせていただきます。

今回の提案の中身といいますのは、人事院勧告によりまして、一般職の職員の期末手当の引上げ勧告がされたことを機に、それを参考にして、特別職や議員の期末手当を引き上げるものというふうに捉えております。そこで2点質疑をいたしますが、まず特別職の報酬及び給料の性格というものは、一般職の給料とは違うと思いません。一般職の給料というものは、生活給的要素が非常に強いものがありますが、特別職の報酬給料というものは、その職務の特殊性に応じて決められているものと思いません。今回、一般職の期末手当の引上げに準じて、それを行うというのが妥当であると考えられる背景、その必要性について、まず1点目お伺いをいたします。

二つ目でございますが、現在はコロナ禍とか物価高騰等ということで、大変生活者あるいは事業者が傷んでいる中で、そういうものを支援していくという立場が我々行政としての、あるいは私たち議員としての役割ということで、その対策に向けて、議論を行っている時期だと考えておるわけですが、今回のこの提案というのは、もう一方で水道料金の引上げという提案もされる中で、この議員報酬や特別職の給料の引上げということを行うという判断をされた、その市長の考え方ですね。それについて世論とか市民の意向、その辺をどのように判断して提案が妥当というふうに思われたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上2点お願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） それではただいま御質問の1点目と2点目、合わせて御答弁させていただきたいと、このように思います。

提案理由で申し上げたとおり、特別職報酬審議会でこのことについては議論していただいたことは、御承知のとおりだと思います。その中身についてもいろいろ御見聞いただいているかも分かりませんが、議員や特別職の活動状況のほか、市内の類似団体との報酬の比較であったり、あるいは市内の経済状況等について御審議をいただきました。

人事院勧告と同様に、期末手当の支給割合を0.1月引き上げることが妥当と、審議会では判断されたところであります。その中でこの審議会においては、市内の公共的団体の代表者や公募委員によって、構成をこの審議会はされておりました、その中では、市内の新型コロナウイルス感染症の影響についても御議論をいただきました。また、特に市内の経済状況としては、個人市民税やあるいは法人市民税の課税状況等もつぶさに見ていただいたり、あるいは全国的な傾向と大きな乖離がないことなども確認される中で、今回のそういった答申がなされたところであります。

なお、特別職等の期末手当支給割合につきましては、御承知のとおり平成28年度に議会からの意見が出されて、特別職報酬審議会で御議論していただくことが非常に大事だと、このように御提言をいただいて、今日までこのようにしております。したがって、今回も市民の各界、各層の代表の皆さんから御審議をいただいて、その結果を私としては重く受け止めて、今回条例改正を提案したと、こういうところでもありますので御理解いただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑議員。

○10番（大畑利明君） 今市長から答弁がありました。これまでの経過についてはそのとおりだと思います。これまで期末手当の引上げというのは、人事院勧告に準じて行っていたと。そのことに対して議会からも、やっぱり審議会の意見をしっかり聞くべきだということを申し上げて、その手続を行ってこられたということについては、それは尊重いたします。

ただ、報酬審議会が引上げをその答申をされてますけども、その審議会に引き上げることを提案をしている、意見を見解を求められてるのは当局なんです。だからまず引上げということで諮問をされたその考え方ですね。そこをもう一度しっかり審議会が判断を独自に判断されて、引上げ勧告をされたわけじゃなくて、提案をされてるわけですね。そして審議会のそのいわゆる意見を聞かれたわけですね。審議会は妥当だろうということをお答申されているということで、もともと引上げを提案されているのは、諮問されているのは当局でございますので、その一つは考え方をもう一度お伺いしたいのと、それからもう一つ私が申し上げているのはタイミングの問題なんです。

やはり一方で、市民に負担を求めていくというそういう中で、いくらその審議会が妥当だというふうに言われても、それを最終的に議案として提案するのは、市長の権限でございますから、その判断です。その辺をちょっともう一度なかったので、もう一度御答弁をお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほどの経過も踏まえながら、大畑議員よく御承知のとおりでございますので、こういう経過の中で審議会で十分議論していただいて、世の中の状況、あるいは市民のいろんな状況判断をしていただいて、最終判断をしていただいて諮問していただいたと。そのことを踏まえて、引上げが妥当だという諮問をいただいたと、そのことも十分踏まえながら、今日の状況もつぶさに私も判断しながら、28年以降の状況もつぶさに見て、私は今回世の中のいろんな状況もありますけ

ども、議員報酬並びに特別職についても勧告どおり、あるいは審議会の意見どおり引き上げることが妥当と、このように判断をしたところであります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑議員。

○10番（大畑利明君） 審議会に上げる前に、引上げが妥当というふうに判断された理由を、もう少しその必要性、そういうものをもう少し説明してください。今では分かりません。妥当だと思ったとか、どうだから妥当だと思ったというふうに、具体的にお示してください。もう一度お願いいたします。

それと最後になりますので、詳細なことにつきましては、これから常任委員会で審査になりますので、そこにしっかり資料を出していただきたいと思いますが、この場では市長のほうからその必要性ですね。こうだからこう提案したんだということをしっかり説明ください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになるかも知れませんが、これまで議会から御提案をいただいて、いろんな状況の中でも特別職の報酬審議会ですっかり議論していただこうと、こういうことでこれまでも、したがって人事院勧告につきましては、こういう経過の中でやってきたところであります。

したがって、今回人事院勧告がそういうふうな勧告がなされたことを踏まえながら、特別職の報酬審議会ですっかり今日の世相も踏まえて、そういったことで御判断いただきたいと、こういうことで審議会に諮問をさせていただきました。結果、審議会ではそのことも踏まえながら、引上げが妥当という判断をされたところであります。そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を。資料提供について。

砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 資料につきましては、審議会に提出しております資料がございますので、そのことについてまた議長と委員長と相談して、提出のほうをさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第101号議案及び第102号議案の2議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第11 第103号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第11、第103号議案、宍粟市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第103号議案、宍粟市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律の公布を受け、令和5年度より地方公務員の定年について、国家公務員と同様に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関連する条例について一部改正を行うものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第103号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第12 第104号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第12、第104号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第104号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

地域でコロナ医療など、一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員の収入を引き上げるため、これまでの補助金制度に変わり、診療報酬として看護職員処遇改善評価料が新設されたことを受け、その要件を満たす公立宍粟総合病院に勤務する看護職員について、月額平均1万2,000円相当まで勤務手当を引き上げるものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑でございます。104号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について質疑をいたします。

今市長から提案がありましたように、本年10月以降の病院の看護職員の処遇改善についての提案でございますが、5点ほど質疑をさせていただきます。ちょっと多いので申し訳ないんですが、お願いいたします。

現行手当は診療報酬が根拠じゃなく、国の補助金で出てますので3,600円でしたかね、一律だと思えます。看護職の役職区分に関係なく、同額手当が出されているのが現状の条例でございますが、今回は1万1,000円から1万3,500円までの3段階の金額が設けられて、それも役職で違いが設けられておりますが、この手当に対してこういう役職による違いを設ける、その理由は何かというのを伺いたしたいと思います。

それから、病院には会計年度任用職員の看護職員の方々も働いておられると思うわけですが、この処遇改善の提案がされていないと思えますが、国の制度ではそういう非常勤の職員を含むということになってございますので、その辺りどういうふうにお考えなのか。また同一労働同一賃金という観点からも、どのようにお考えなのか、伺いをいたします。

三つ目、処遇改善措置の対象、今回看護職員と限定されておりますが、国の制度では、それ以外の理学療法士さんでありますとか、放射線技師さんとか、あるいは管理栄養士さんとか、いろいろ職種も含めて、この診療報酬、看護職員処遇改善評価料を適用するよということになっておりますが、なぜ看護職以外が今回上がっていないのかをお教えてください。

それとこの処遇改善の財源というのは、診療報酬が財源になっておりますが、この看護職員処遇改善評価料で全て対応できるのかどうか。今回も補正予算で1,131万4,000円の補正が上がっておりますが、この財源で対応は可能なのかどうか。もし診療報酬が入ってこない場合は、基準外の繰入れというような措置になるのかどうか、それもちょうとお伺いしたいと思えます。

最後に5点目ですが、今回は一定の施設基準を満たす病院というものが対象になっておりますが、宍粟市内には診療所とか、あるいは訪問看護ステーションとか、それ以外の病院以外で働く看護職員の方々もございます。コロナの中で一定の役割を担っておられる方々たくさんあると思うんですね。そういう方々が対象になって

おりませんけども、職員間の均衡という意味でどのように考えておられるのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

以上5点よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 具体的なことですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず1点目の職務区分により違いを設ける理由についてでございます。特に看護師長については、看護現場の実質的な責任者としての役割がありますほか、認定看護師につきましても、通常の看護業務に加えて、認定看護師の業務にも従事するなど負担も大きいと、このようなことから、今後認定看護師を確保する観点からも、こういった資格取得者等については、加算を行うこととしたものでございます。

2点目の会計年度任用職員はどう改善するのかについてですが、会計年度任用職員の看護師等についても、同様に対象とすることとしてございます。

3点目の処遇改善措置の対象者でございますけれども、今回の制度は地域でコロナ医療など、一定の役割を担う医療機関に勤務する看護師等を対象としたものであり、対象とする職種については、国の通知によりそれぞれの医療機関の状況により、そういったコメディカルについても対象としてもよいということになっておるところでございます。宍粟市におきましては、県立病院であったり、県内の他団体の状況等を勘案しまして、処遇改善評価料の算定対象となっております看護職員や助産師等に限って、適用することとしたものでございます。看護補助員につきましても、看護師と一体的に看護業務を行うということから、看護補助員についても対象としておるものでございます。

4点目の処遇改善措置の財源についてですけれども、今回の改定額の相当額については、評価料に基づく診療報酬で対応することとなっております。したがって、これについての基準外の繰出しというものはないということでございます。

5点目の総合病院以外の看護職員、診療所や訪問看護ステーションの看護職員との均衡についてでございますけれども、先ほど申しましたように、今回対象となるのは医療機関のうち、救急搬送件数が年間200件以上等の基準を満たす医療機関に限定をされておるところでございます。今回の処遇改善については、そういった国の診療報酬といった特定財源をもって処遇改善を行うものでありまして、9月までの補助金制度と同様に、診療所であったり訪問看護ステーションは対象外としておるところでございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 大体分かりました。もう一回だけちょっと再質問させていただきたいんですが、今回は処遇改善措置の対象は、看護職員のみということで、資格取得者などを確保していく意味でということ、理由は分かりましたが、国の制度については、まだ完成形じゃなく途中の段階だと思いますし、今後いろいろ医療現場全体の底上げというか、処遇改善の措置が行われていくんだと思うんですが、先ほど部長がおっしゃったように、他団体との状況を踏まえてということで、今回看護職員に絞られておりますが、今後またそれに状況が変わってくれば、看護職員以外のメディカル職員の職員さんも、対象に考えているというふうに捉えてよろしいのでしょうか、というのをもう一点お伺いします。

それから、今回の診療報酬、看護職員の処遇改善評価料、これに1日について評価料1から165までであると思いますが、宍粟総合病院の場合は評価料として今どの区分に該当しているのでしょうか、もう一度お伺いをいたします。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 当然、今後メディカル等が対象となるような、当然その財源の問題がございますので、今回についてはこの診療報酬というのが、看護師また助産師等の人数によって算定をされておるものでございます。そういったものに、メディカルの部分の人数が加わるようなことがあれば、当然そういったものも対象にするような財源が生まれてくるわけですが、当然財源が必要になってくるということも念頭に置いて、そういったことも含めて検討をするべきであると考えております。

あと、今回の評価料の点数ですけども、ちょっと手元資料があれなんですけど、70点前後であったと思っております。ちょっとまた詳細は委員会のほうでお答えをさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第104号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

会議の途中ではありますが、ここで35分まで休憩に入りたいと思います。

午前10時23分休憩

午前10時35分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第13 第105号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第13、第105号議案、宍粟市手数料条例等の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第105号議案、宍粟市手数料条例等の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

消費税課税取引に伴う収入に該当する本市の使用料等につきましては、法令で義務づけられている総額表示の趣旨に鑑み、以前より条例には消費税を含む金額で規定をしてきたところではありますが、令和5年10月1日より開始となる、消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度に適切に対応するためには、消費税を含まない金額を条例に明示しておくことが適当であるとする観点から、所要の改正が必要となる関係条例の改正を、第108号議案で改正するものを除き、一括して行うものであります。

議員各位におかれましては、それぞれ諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第105号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第14 第106号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第14、第106号議案、宍粟市消防団条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第106号議案、宍粟市消防団条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、消防団員の処遇を改善する目的で、消防団員報酬のうち、

団員から分団長の階級までの団員に支給する年額報酬の額を増額するとともに、災害の発生時等に出動した団員に支給する出動報酬について、新たに定めるものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第106号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第15 第107号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第15、第107号議案、宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第107号議案、宍粟市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

改正内容としましては、非常勤消防団員の退職報償金のうち、勤務年数が5年未満の部長以下の階級の団員に支給していた退職報償金を廃止するものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第107号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第16 第108号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第16、第108号議案、観光施設等の使用料の見直し等に

伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第108号議案、観光施設等の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

昨今の人件費の高騰や物価上昇による影響を鑑み、観光施設等の使用料等の見直しを行うとともに、令和5年10月1日より開始となるインボイス制度に適切に対応するためには、消費税を含まない金額を条例に明示しておくことが適当であるとする観点から、関係する条例の改正を行うものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第108号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託いたします。

日程第17 第109号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第17、第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第109号議案、宍粟市水道事業給水条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

当市の地形的要因等から、水道事業の施設整備には膨大な費用を必要とするため、収益的収支の赤字が継続しており、人件費等の経費削減には努めてまいりましたが、財政状況の改善には至っておらず、水道事業の運営は今後ますます困難になると予想されます。この状況を踏まえ、宍粟市公共料金審議会より、将来にわたって安定的に水道事業を維持していくためには、水道料金の増額改定が必要である旨、答申を得たことから、水道料金を増額し、併せて激変緩和措置として、段階的に水道料金を増額していくために必要な所要の規定を整備するため、条例を改正するもので

あります。

議員各位におかれましては、諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑でございます。109号議案、水道事業給水条例の一部改正について質疑をいたします。

十分なこの提案までに十分な議論があったのかなということをおもいますし、よくこの時期にこういう提案がされるんだなという思いもありますが、少し冷静に質疑をさせていただこうと思います。

今回水道事業の運営を維持するためということで、22%の引上げ提案でございますが、これ水道ビジョンからいいますと第一弾ですよ。これ何年につくられたやつかちょっと分かりませんが、30年でしたか。水道ビジョンが出されておりました、これを基に経営審議会が提案されてると思いますが、この水道ビジョンでいいますと、未来の経営環境整備ということで、令和5年に22%、令和15年に20%改定ということで、その後令和20年時点で黒字化を達成していくんだというふうなことが書かれておりますが、果たしてこういう料金の値上げが正しいのかどうかということで、ちょっと何点かありますが、まず料金の値上げで対応することが好ましいのかというところで質疑をしたいと思います。

この今回値上げの理由として、赤字が継続的な状況で、このままでは運転資金が枯渇するおそれがあると、運転資金がなくなるおそれがあるということで、収益的収支の赤字を抑えるために、料金を改定するという提案でございますけども、公営企業21条2項については、料金のことについて定めておりますが、ここではいわゆる資金収支上の不足額を、そのまま料金原価に含めることは適当でないというふうに書かれております。これらについてどのように解釈されているのかというのを、まず1点目お伺いをいたします。

それから値上げの時期でございます。過去にも市長は社会情勢そういう動向を見て、値上げは慎重にしなければいけないという答弁をずっとされてきておりますが、今の時期って最悪な時期だと私は思うわけですね。前の質疑でも言いましたが、この時期というのは、いろいろ諸物価高騰などで苦しむ生活者や事業者の支援、そう

ということに向けて対策を行う時期だと考えるわけです。今回も補正予算の中で、いろいろコロナの給付金が支給されておりますが、それらをチャラにするような、全くそういう対策とは逆行するような水道料金の値上げを実施する。こういうことはあり得ないんじゃないかなと思うんですが、なぜこの時期なのかということをお伺いをいたします。

三つ目でございますが、市民意見を聞かないというところですね。去る11月10日総務経済常任委員会で、多くの議員から市民にしっかり説明をとという意見が出されておりますが、当局は市民説明会は考えていないというふうに言い切っておられるんですね。なぜ市民の意見を聞こうとしないのか、3点目お伺いをいたします。

以上1回目お願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 1点目につきまして、私のほうからなぜこの時期かということとであります。御承知だと思いますが、平成30年度に宍粟市水道事業経営審議会から提言がありまして、水道料金の改定時期については、費用削減などの効果も踏まえつつ経営戦略の見直しを行う中で、料金改定が必要となる。なるべく早期に料金改定の実施ができるように検討をしてみました。

また、公共料金審議会からは、22%程度の料金値上げはやむを得ないとの答申も受けたところであります。数年かけていろいろ経営状況等々を踏まえて、将来の在り方等についてもいろいろと提案をいただく中で、値上げについてはやむを得ないと、こんな判断もなされたところであります。とりわけ水道事業の経営につきましては、大変厳しい経営状況が強いられている中で、このままでは令和6年度には資金繰りにも影響が出始める見込みとなっております。令和5年度には対策を講じる必要があると、このように判断したところであります。

当然今日の状況、物価高騰による市民生活に影響が出ていることは十分御承知をしておりますが、水道事業者としても厳しい経営状況に加え、水道事業をしっかりと次世代へつなげていくためにも、これ以上料金改定を先送りする猶予はないと、このように判断し今回提案をさせていただいたところでありますので、御理解いただきたいと、このように思います。

その他につきましては、担当部長のほうから答弁をさせます。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 地方公営企業法第21条第2項では、資金収支上の不足額を料金原価に含めることは適当でないとしている解釈につきましては、私のほうか

らお答えさせていただきます。

地方公営企業法第21条第2項では、料金は公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の基における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬとされています。これは非能率的な経営によって生ずる費用も、全て原価の中に含むことは適当でないということであると考えておりました、当市は以前より可能な限り経費削減に取り組んでおります。

また、地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に関する取扱いについての、総務省通知における適正な原価の解釈につきましては、営業費、支払利息などの経費に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないとされておりまして、特に資金収支上の不足額とは、資本的収支の不足額を含めた収支不足額と考えられております。よって、料金算定上の原価には資本的収支の不足額は含めず、収益的支出を原価として算定しております。

なお、今回の料金算定に当たっては、公益社団法人日本水道協会の水道料金改定業務の手引きに基づき算定をしております。

続きまして、3点目の市民説明会を実施せず、市民意見を聞かない理由についてでございますが、市民の声を聞く仕組みとしましては、経営状況や料金改定の概要を記述した水道ビジョンの策定時に、パブリックコメントの実施や議会からも意見をいただいております。また水道事業経営審議会、宍粟市公共料金審議会へ一般市民の方々も委員として参画していただき、直接御意見を伺っておりますので、説明会等を開催することは考えていないという状況でございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 論点となっております、いわゆる資金収支上の不足額を、そのまま料金原価に含めることは適当でないというところ、先ほど部長からも能率的でない非能率的な経営の部分を、料金原価に含めるのは好ましくないんだというお話がありました。私もそう思います。それで、あくまでもこの能率的な経営が行われる水道事業というのが大前提で、独立採算制ということが言われているんだと思うんですが、宍粟市の場合が、果たして能率的な経営が行う水道事業と言えるのかどうかということを考えていただきたいんです。

無駄なことやってるということを申し上げてるんじゃないんですよ。やはり先ほど市長も地形的な要因から、非常に経営が苦しくなっているとおっしゃった。地形的な要因が一つありますし、さらに簡易水道事業です。多くの簡易水道事業を含め

てきた。本来でしたら公営企業法は、水道事業が適用になる会計だったと思いますが、そこに統合という会計上の統合が行われて、簡易水道事業が多く、簡易水道が、宍粟市のこの地域の中であるものが含まれてきたこと。こういうことは、能率的な経営が行われることに対して影響が出たと私は思うんですね。

ですから、能率的な経営が行われていないというふうに私は思うわけで、行えない、そういう構造的な問題があると。だからそういうものによる収支不足だから、料金原価にそれを含めるのはよくないんじゃないかと。もっとほかの対策を取らなければいけないんじゃないかと考えるわけです。それについてもう一度お答えをいただきたいと思います。

それから市長にお伺いをいたしますが、市長、過去の答弁に責任を持っていただきたいんです。平成30年9月12日、それから令和元年6月17日、これ私とかあるいは同僚議員が、料金改定の圧力が高まっているということから心配で、一般質問をしております。当時市長は30年の段階では、経費節減によって水道料金の安定を目指していくと。値上げをしないと、可能な限り安く抑えていくように努力するとおっしゃってる。令和元年度では歳出削減、歳入確保、国への要望、あるいは県が行っている広域連携、そういうものの取組によって経営改善をしていく、経営基盤を強化していくということであって、市民の皆さんに対して、料金改定というのは慎重にやる必要があるということで、安易な改定を行わないというふうにおっしゃってる。

そして、これらの状況を今水道事業の置かれている状況を、市民の皆さんに的確に状況を出して行って、そしてこの問題を一緒に考えていくとおっしゃってるんです。その場合によって上げるか、下げるか、そのままいくか、こういうことになろうかと思うので、基本的にはそういう考え方で努めていきたいというふうに、これ令和元年におっしゃってる。この流れは生きていますよ。こういう過去の答弁に対して本当に責任を持っていただきたい。

それをもう経営審議会で見聞を聞いたから、もう市民の意見いいんだというような、それはちょっと乱暴だと私はと思いますが、これら一つは料金原価に含めるのが適当かどうかという問題と、それから過去の答弁それらにどう責任を取っておられるかということ、2点お伺いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど大畑議員からあったとおり30年、あるいはそういったところで、そういう答弁させていただきました。あのときにも申し上げたと思うん

ですが、いろいろ公共料金審議会、あるいは経営審議会で御議論いただいた中で、なかなか厳しい状況もある。しかし何とか踏みとどまって、こういうことで何とかこの料金の維持をしていきたいと、簡単に言うとそういう方向で答弁させていただきました。

当然上げるか下げるか分からないけど、可能な限り市民の皆さんに現状をお伝えして、その中で最終的な方向性が出るんじゃないかなと、こう思っていました。御承知のとおり、水道経営審議会並びに、あるいは公共料金審議会等々の意見も踏まえながら、過去の市民の皆さんには水道事業の経営の状況も広報、あるいは場合によってしーたん放送等々でも私はつぶさに訴えをしてきました。ただその状況の中でも、あれから3年、4年たった中で、非常に厳しい経営状況になったことについては、議会のほうにも、その都度委員会等々で御報告していただいた中で、最終的に今日このような判断をしたところであります。

その中で水道ビジョン、この4年の3月これも見ていただいていると思うんですが、これは現在の公共料金審議会でこれを議論されたというわけではなしに、前段の審議をいただいて、ただそれを踏襲して、将来にわたってということであります。私は先ほどおっしゃったように、基本的には地形的、それから簡易水道を上水道に統合した。こういうことの中で、非常に大きなリスクを抱えたところだと思っています。

したがってあのときも申し上げたかも知れませんが、本来であれば簡易水道と上水道と区別して、それぞれ経営すれば、果たして今日の状況が生まれたかどうか私は分かりませんが、そういう状況になったのも事実であります。もう少し簡単に言いますと、例えば100メートルの本管にぶら下がっているのが、隣の町では10件ぶら下がってるとうちは4件やと、こんな状況で負担をしていかないかと。

同時にポンプ場であるとか、あるいはいろんな施設がたくさんありますので、その維持管理経費が非常に膨大に膨れ上がってくると。ましてや人口減少、いろんな問題の中で、給水人口との原価との問題が広がってくると、こういう現状の中で私は料金改定をこれ以上先送りする猶予がない、猶予がないとこのように判断して、しかも今日の経済状況や市民の皆さんの生活状況を見ながら、段階的にそれに近づけていこうということで、今回条例として提案させていただいて、その御理解をいただきたいと、このように思っています。

それからもう一つは、市民の意見を聞かないというんじゃないしに、私はこの3年間含めながら、市民の皆さんに可能な限り情報提供をしたり、あるいは水道の経営

とは一体どうなつとるんだと、こういう状況もつぶさに訴えをしながら、市民の皆さんの代表の審議会や経営審議会に寄っていただいて、そのことも踏まえて、その上でやっぱりこのままでは持続可能とするには、なかなか厳しい状況が続いているという判断を、市民の代表の皆さんからいただいて、それもつぶさに私は議会の議員の皆さんにも、つぶさにその状況を逐一お知らせをする中で、この3年間きたんではないかなと、このように思っております。その中から今回に上げたということで、御理解いただきたいとこのように思います。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 先ほど簡易水道を原価に含んでいるのが、ちょっと不適切ではないかというような御意見もいただいたところなんですけども、経営統合によりまして、簡易水道が上水道に含まれたわけなんですけども、そのことによりまして、今度簡易水道といいますのは、これまでは企業会計ではございませんでした。これは企業会計に含まれることによって、これまでの資産であったりとか、その資産の減価償却であったり、またこれから先のその資産の把握に基づく未来の更新であるとか、そういったようなものの事業の把握が、正確にできるようになりました。それによりまして、この財政シミュレーションが行え、この水道ビジョンというものが作り上げられているということでございます。

ですから、この将来的な展望を見据える上では、簡易水道は上水道に経営統合すべきではなかったというのではなくて、統合して一緒に一体的な宍粟市の水道として将来を見据えるためには、必要ではなかったかと考えております。

宍粟市には浄水場が18ございます。そのうち、もともとの浄水場といいますのは、上寺浄水場の一つだけでございます。あとの全ては旧簡水でございます。ということは、宍粟市の水道の将来を見据えるときには、やはり簡易水道も中心に考えていかなければならないと、やはり経営統合は必要であったかというふうに考えております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 部長ちょっと勘違いしないでくださいね。簡易水道を統合したことが間違いだったということ、私先ほど言ってません。そういうことで統合したことによって、本来能率的な経営が行われる水道事業であったはずが、そういうことができなくなってるんじゃないかということ、を言ってるんです。構造的な問題を申し上げてるんです。ですから、過去にしたことに対して遡れなんていう話をしてるんじゃないんです。だからそういう宍粟市の現状、そういう判断をしてき

たのも、当局と議会の間で決めてきたわけじゃないですか。

そういうことが、あるいは人口減少、先ほど市長おっしゃった、そういう社会的な要因で、これらは全て行政の問題じゃないですか。そこを市民に料金の値上げをもって、対応させるという問題じゃないんじゃないですかということ論点にするわけです。構造的な問題としてあるんじゃないですかと、本来効率的なことをしながら、料金が安過ぎて経営が苦しいという問題じゃないんじゃないですかということ申し上げているので、その論点をすり替えないようにしてください。

それで、審議会からも答申が出てる中に、一般会計からの繰入れも検討しなさいということが出ております。地方財政法の第6条のただし書きには、災害その他特別な事情がある場合は、一般会計または他の特別会計からの繰入れによる収入をもって、これに充てることができるということも書いてあるわけです。だから、ここに該当するんじゃないですかということ私を申し上げたいんです。

この経営が厳しいことを、料金改定ただでさえ高い水道なんです、宍粟市。それを今後も料金改定で賄っていくなんで言ったら、もうここには若い人は住まなくなりますよ。そういうことも含めて、やっぱり今の生活者の支援であったり、人口減少対策を一方でやってるわけですから、そういう総合的な点から考えて、どうすべきなのかということ本当に真剣に考えていく必要があると思うんですね。

最後です市長、もう一回そこを答弁ください。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私も大畑議員と同じで、簡易水道を統合して上水道にしたことが、いいや悪いやそんなことは全然思ってません。それは流れの中でお互い市として決めてきたことで、しかし現実はどういうことですよということを私も申し上げたと。ただそのことにつきましては、やっぱり国策としてこうやったわけでありますから、当然国にもいろんな意味でこれから支援をもらいたいと、これは中山間地たる我がまちも、広大なエリアの中で市民の安全安心な水、ライフラインをしっかりと保とうと思ったらそうであります。

一方、そういう動きも当然せなあかんわけで、これは構造上の問題、そこにはこれから調整していかないけない、こういう一つあります。それからもう一つは、やっぱり市民の皆さんの現在の状況を見たときに、先ほどおっしゃったように、審議会から諮問があったとおり、この問題も私たちも真剣に捉えないかと、こう思っています。これは今後、予算の段階も含めて、しっかりまたできるだけの提案をさせていただきたいという考えは持っております。ただ、今の段階としてはじゃあこ

うしますということはありませんので、ただそのことを念頭に置きながら、今後十分そのことを検討していく必要があるだろうと、このように理解しております。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 失礼します。先ほどの質問の中で、地方財政法の話が少し出たかと思えます。その部分について御答弁を差し上げたいと思えます。

地方財政法第6条では、公営企業会計は経営に伴う収入をもって経営すべきものとされておりまして、一般会計から地方公営企業法が適用される特別会計への繰出しは、性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等となっております。ただし書きで先ほど言われました、災害その他特別な事由がある場合、一般会計からの繰入れによる収入をもってこれを充てることができるとなっております。

しかしこの規定は、災害復旧など限定的に運用していくべきとの地方財政法の解説に記述されておりますので、今回のようなケースについては適用できないものと解釈をしておるところでございます。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第109号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第18 第110号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第18、第110号議案、公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第110号議案、公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

公立宍粟総合病院への入院時に個室等を利用する場合の室料差額については、安富町に住所を有する方も、宍粟市内の方と同様に市内料金を適用しておりますが、4町の合併から一定の期間が経過していることから、安富町に住所を有する方の入院時の室料差額について、市内料金を適用しないよう改正を行うものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第110号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第19 第111号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第19、第111号議案、姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第111号議案、姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年4月に、姫路市に公立夜間中学校が新たに開校されることに合わせ、市民の学びの機会を保障する広域就学の取組を進めるため、姫路市と締結している連携中枢都市圏形成に係る連携契約を変更するものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(飯田吉則君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第111号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第20 第112号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第20、第112号議案、(仮称)波賀市民協働センター整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第112号議案、(仮称)波賀市民協働センター整備工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

(仮称)波賀市民協働センター整備工事は、波賀町域の生活圏の拠点となるエリ

アのにぎわいの創出や、市民交流の場をつくることを目的として、多世代多地域の人が交流する生活圏の拠点を整備するものであります。本工事の実施にあたり、去る令和4年11月16日に入札を執行した結果、八幡建設株式会社、代表取締役石丸芳行氏と契約額5億4,285万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

諸事情ご賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第112号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

ここで、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時50分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

ただいま、総務経済常任委員長から議案の審査が終了したとの報告がありました。
お諮りします。

第112号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、第112号議案を日程に追加し議題とすることに決しました。

追加日程第1 第112号議案

○議長（飯田吉則君） 追加日程第1、第112号議案、（仮称）波賀市民協働センター整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

本議案は、本日の本会議で総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 本日審査依頼のありました第112号議案、（仮称）波賀市民協働センター整備工事請負契約の締結については、第12回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第112号議案の主な内容は、波賀町域の生活圏の拠点となるエリアのにぎわいの創出や市民交流の場をつくることを目的とし、そして既存の市民局の改修工事及びホールの新築工事を行うための契約を締結するものです。

審査の中で、委員からは、契約金額が本年9月に計上した債務負担行為の限度額5億4,249万円を超過していないのかとの質疑があり、当局からは令和4年度現年予算の4,220万円と合算した予算額で入札を行っており、範囲内の契約金額であるため問題はないとの回答がありました。

また、今回の契約金額に、市民センター波賀の解体工事費や駐車場整備費用は含まれないのかとの質疑に対しては、今回のホール建設工事が完了した後、令和6年度の予算で計上していくとの回答がありました。

参考に賛否の確認をしましたところ、第112号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告します。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が提出されておられないので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第112号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第112号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月13日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時54分 散会）